「理容師法施行令の一部を改正する政令案」及び「美容師法施行令の一部を改正する政令案」に関する
意見募集の結果について

令和８年４月 24 日
厚生労働省
健康・生活衛生局生活衛生課

「理容師法施行令の一部を改正する政令案」及び「美容師法施行令の一部を改正する政令案」について、令和８年２月 26 日（木）から同年３月 27 日（金）まで御意見を募集したところ、16 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
１	試験内容の合理化や事務の効率化などにより、受験手数料の上げ幅を小さくするべきではないか。	公益財団法人理容師美容師試験研修センター（以下「センター」という。）において、すでに職員の配置の適正な見直し、入札などによる費用抑制、その他固定費削減等の方策を継続的に行った上で、受験手数料の額は実費を勘案して定めております。
２	どのような実費が上昇して受験手数料を引き上げたのか。	試験事務に要する人件費や物件費が上昇しております。
３	受験手数料の引き上げの周知期間が短いのではないか。	引き上げた受験手数料が初めて適用されるのは令和８年８月から行う予定の試験であり、試験の官報公告に

		ついても令和８年５月１日に行う予定であるため、周知期間は十分であると考えております。
４	受験者数の減少を見込んで受験手数料を引き上げている場合、受験者数が増加傾向にあるので、受験手数料は現状維持でよいのではないか。	受験手数料を算定するにあたり受験者数は直近３年間の受験者数をもとに推計しており、受験者数の減少を見込んでおりませんが、必要経費の増加等の実費を勘案しております。
５	免許事業は令和２年度以降黒字が続いていた中で減額をしていない一方で、試験事業が赤字になったという理由で増額するのは理に合わないのではないか。	免許事業における手数料と試験事業における手数料は異なるものであり、受験手数料の額は試験事業の実費を勘案して定めております。
６	公益財団法人理容師美容師試験研修センターは、区分経理を行っておらず、指定試験機関の要件である経理的な基礎を有していないのではないか。	センターおいては、適切に事業毎の区分経理を行っております。
７	公益財団法人理容師美容師試験研修センターは、令和６年度決算で 11 億円もの正味財産があるため、受験手数料の引き上げは不要ではないか。	受験手数料の額は試験に必要な実費を勘案して定めております。
８	公益財団法人理容師美容師試験研修センターが中間報告として公表した新課題のために係る費用の見込みも経費の見込みとして含めて計算しているのか。含めて計算している場合、それは時期尚早ではないか。	受験手数料の額は試験に必要な実費を勘案して定めております。
９	誰でも理容師試験・美容師試験を受けることができるよう、受験手数料を無料にすべきではないか。	受験手数料の額は試験に必要な実費を勘案して定めることとされております。
10	審議会等を開催して議論した上で受験手数料を決めるべきではないか。	受験手数料の額を定めるにあたって審議会等に諮ることは法令上求められておりませんが、人件費や物件費

		を十分精査した上で、実費を勘案して定めております。
11	理容師試験と美容師試験の受験手数料が同額の理由は何か。	理容師試験及び美容師試験の受験手数料の額はそれぞれの試験に必要な実費を勘案してそれぞれ定めております。
12	実技試験は養成施設が不十分であるために導入された試験であることから、実技試験の合格率が９割を超えている今、実技試験を実施しなくてもよいのではないか。	理容師・美容師それぞれの業務の適正な実施や、公衆衛生の向上のため、理容師・美容師として必要な知識及び技能について試験が実施されており、実技試験は必要と考えます。